

羽咋市津波避難計画

令和5年4月 改定

羽咋市

平成27年3月 制定

目 次

第1章 総則	
1. 目的	1
2. 計画の修正	1
3. 用語の意味	1
第2章 避難計画	
1. 津波の浸水想定区域及び到達予想時間	2
2. 避難対象地域	2
3. 避難経路	3
4. 津波避難ビル	3
5. 津波避難場所	3
6. 災害時の行動、事前準備	3
(資料) 津波避難地図（上甘田地区）	5
津波避難地図（一ノ宮地区）	6
津波避難地図（羽咋地区）	6
第3章 初動体制	
1. 初期防災連絡体制の設置	7
2. 職員の動員	7
第4章 津波誘導等従事者の安全確	9
第5章 津波情報等の収集・伝達	
1. 津波情報等の収集	9
2. 津波情報等の伝達	9
第6章 避難指示等の発令	
1. 発令基準	11
2. 伝達方法	11
第7章 津波対策の教育・啓発	12
第8章 避難訓練	12
第9章 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	
1. 情報伝達	12
2. 釣り客等への啓発	12
第10章 避難行動要支援者の避難対策	
1. 情報伝達	13
2. 災害発生後の安否確認	13
3. 避難	13
4. 被災状況等の把握及び日常生活支援	13
資 料	20

第1章 総則

1. 目的

この計画は、市民及び滞在者が津波から円滑に避難できるように、避難指示のための情報収集及び伝達方法等を定め、普段からの備えの強化を促すことを目的に策定する。

2. 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

3. 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生した時の浸水の区域をいう。

(2) 津波災害警戒区域

津波浸水想定区域の中に津波災害警戒区域が設定されます。県が指定する『住民等が津波から”逃げる”ことができるよう警戒避難体制の整備』のための区域で、あわせて基準水位も公表します。

(3) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき、市が指定する。安全税の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定地域よりも広い範囲で指定する。

(4) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織・住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも「指定緊急避難場所」とは一致しない。

(5) 指定緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。市が指定に努めるもので、情報機器・非常食・毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため、「避難所」とは異なり整備されていないこともあり得る。

(6) 指定避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や、比較的長期にわたって避難する施設。市が避難対象地域の外に指定するもので、食料・飲料水・常備薬・炊出し用具・毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。

第2章 避難計画

1. 津波の浸水想定区域及び到達予想時間

- (1) 平成24年4月に県が公表した「石川県津波浸水想定区域図」に基づき、4波源の趣味レーション結果のうち、本市において最も浸水が予想される「能登半島北方沖」を波源とする津波が発生した場合を想定するものとする。

想定津波	羽咋市における被害想定				
	海岸付近の最大津波高(平均)	浸水面積	推定域内人口	最海岸付近の最大津波高(低地点～高地点)	海岸等への第一波到達時間
日本海東縁部	2.1m	2.12k m ²	300人	1.3m～3.8m	67分～71分
能登半島東方沖	2.3m	2.34k m ²	300人	1.5m～4.1m	82分～86分
能登半島北方沖	3.5m	3.02k m²	800人	1.6m～6.4m	35分～42分
石川県西方沖	2.8m	2.69k m ²	600人	1.8m～4.5m	34分～36分

- (2) 令和5年3月に県が津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条第1項に基づき、津波災害警戒区域を指定しました。

合わせて、「基準水位」も公表されました。基準水位とは、津波浸水想定 of 浸水深に、津波が建物に衝突した際のせき上げ高さを加えた水位です。

※津波災害警戒区域は、すでに公表している津波浸水想定区域とは同一範囲です。

2. 避難対象地域

津波災害警戒区域では、海岸線のみ浸水すると予測されていても、想定を超える地震による津波が発生する可能性がないとはいえないことから、海岸に近い町会も十分に注意する必要がある。

3. 避難経路

避難経路は、次の点に留意し設定する。

- (1) がけ崩れ、家屋の倒壊等による危険が少なく、幅員が十分にあること。
- (2) 橋梁等を有する道路を設定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- (3) 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としないこと。
- (4) 避難経路とは、原則として津波の進行方向と同方向に避難するよう設定すること。

4. 津波避難ビル

津波避難ビルは、次の点に留意し指定する。また、所有者・管理者と避難時の使用について必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

- (1) 耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、又は新耐震基準(昭和56年6月改正)に適合している建築物を基本とすること。
- (2) 原則としてRC(鉄筋コンクリート)またはSRC(鉄骨鉄筋コンクリート)構造物の建物を指定すること。
- (3) 周辺に山、崖、危険物貯槽所等の危険個所がないこと。
- (4) 直接海に面していないこと。
- (5) 侵入口への円滑な誘導が可能であること。

5. 津波避難場所

津波避難場所は、次の点に留意し指定する。

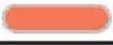

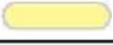


- (1) 原則として、避難対象地域から外れていること。
- (2) 原則として、オープンスペースとするが、建物を指定する場合は、耐震性が確保されていること。
- (3) 周辺に、崖、危険物貯槽所等の機関箇所がないこと。
- (4) 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、海拔 10m以上の場所、さらに近くの高台に避難場所が確保できる場所が望ましい。
- (5) 避難者 1 人あたり十分なスペースがかくほされていること（1 人あたり 1 m²以上）。

6. 災害時の行動、事前準備

次の内容を参考に、災害時の行動、事前準備について行動する。

- (1) 強い地震（震度 4 以上）を感じた時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。
- (3) 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。
- (4) 自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すことを理解して、迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。
- (5) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なで行わない。
- (6) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- (7) 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもあること。第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や園地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- (8) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。避難所の孤立や避難所事態の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

津波避難地図(上甘田地区)

凡 例	
	浸水深2.0m以上
	浸水深2.0m未満
	要避難区域
	避難目標地点
	避難方向

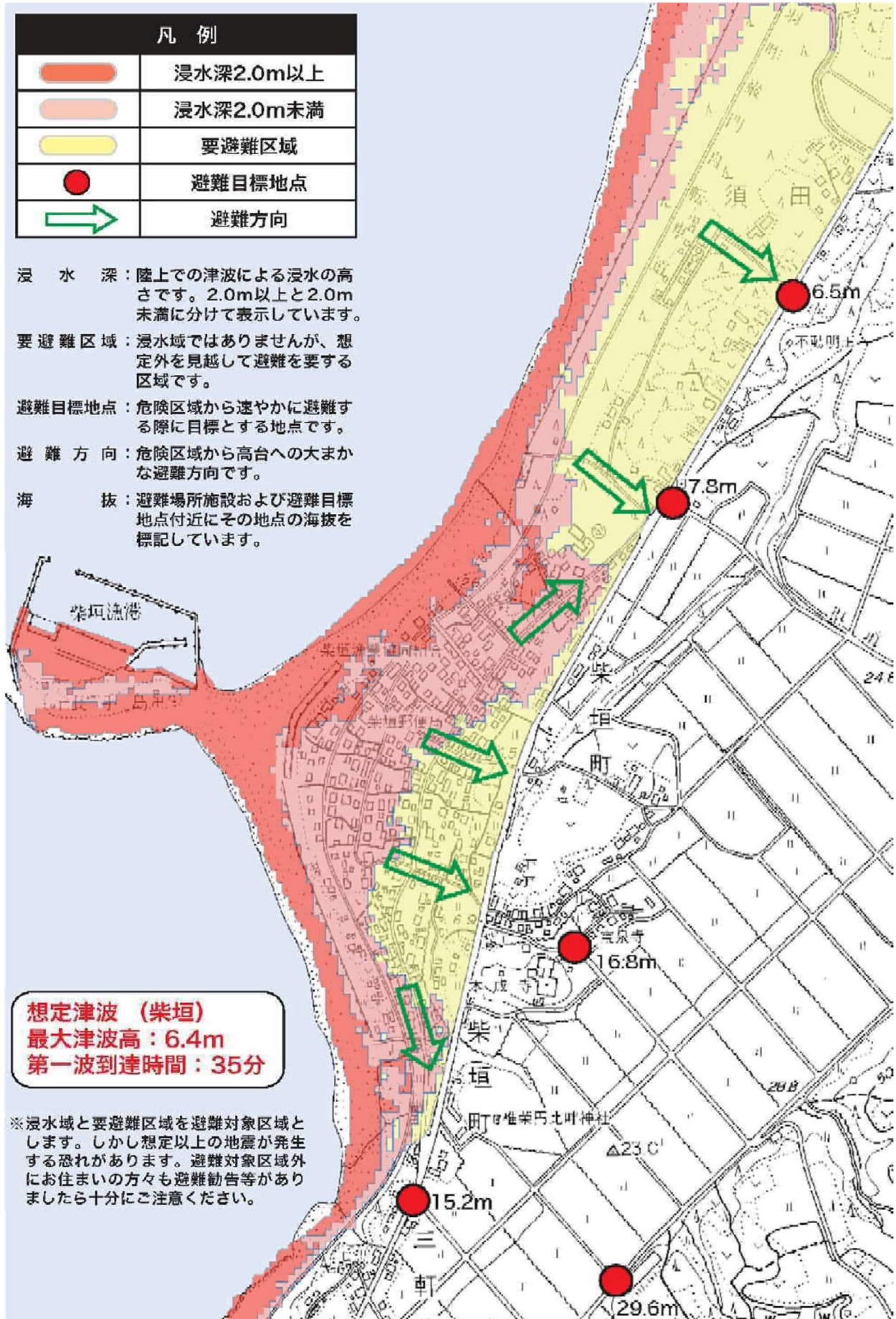
浸 水 深：陸上での津波による浸水の高さです。2.0m以上と2.0m未満に分けて表示しています。

要 避 難 区 域：浸水域ではありませんが、想定外を見越して避難を要する区域です。

避 難 目 標 地 点：危険区域から速やかに避難する際に目標とする地点です。

避 難 方 向：危険区域から高台への大まかな避難方向です。

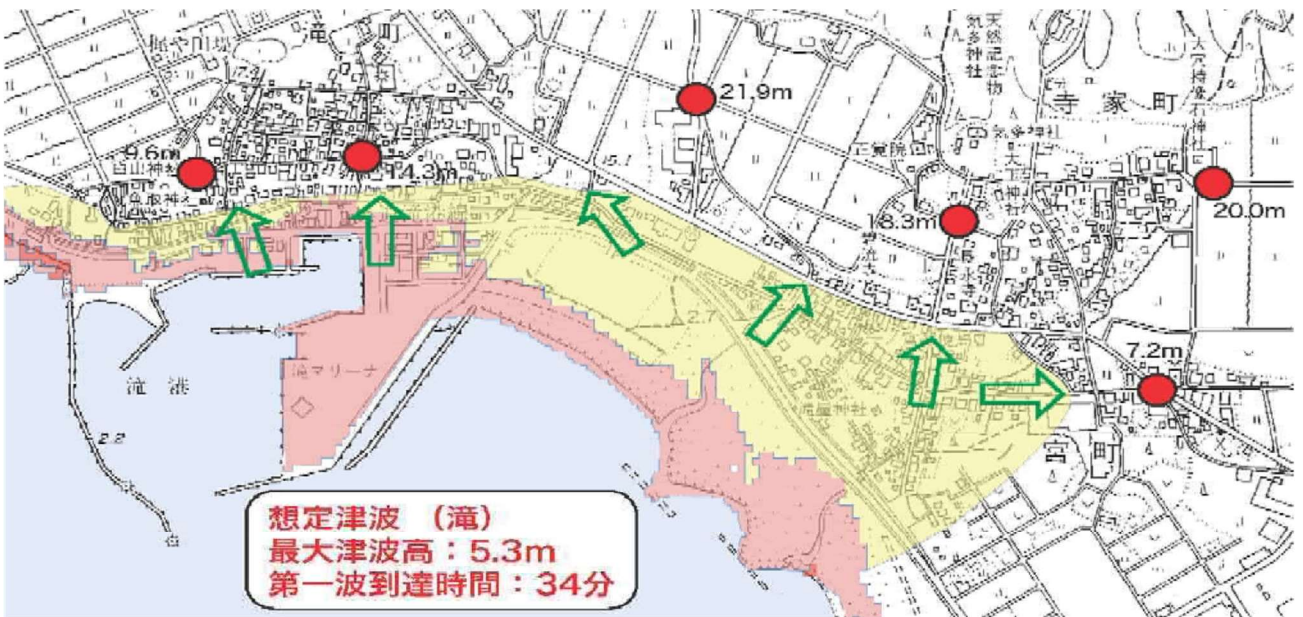
海 抜：避難場所施設および避難目標地点付近にその地点の海拔を標記しています。



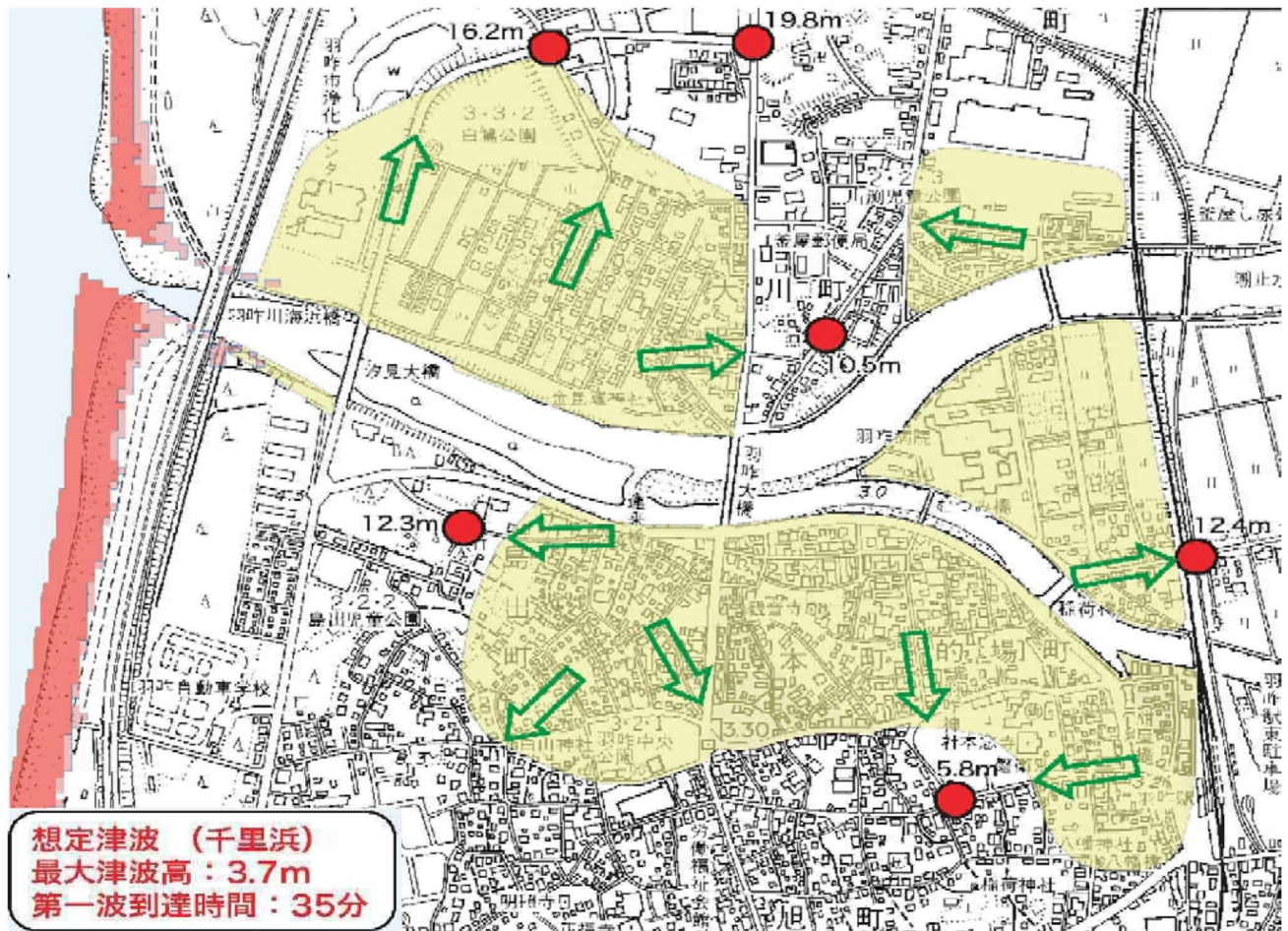
想定津波 (柴垣)
最大津波高：6.4m
第一波到達時間：35分

※浸水域と要避難区域を避難対象区域とします。しかし想定以上の地震が発生する恐れがあります。避難対象区域外にお住まいの方々も避難勧告等がありましたら十分にご注意ください。

津波避難地図(一ノ宮地区)



津波避難地図(羽咋地区)



第3章 初動体制

1. 初期防災連絡体制の設置

(1) 設置基準

災害対策本部設置前において、予警報または情報等により災害が発生するおそれがあることを察知した場合又は災害が発生した場合に設置する。

(2) 組織

初期防災連絡体制は、「羽咋市初期防災連絡体制実施要綱」に基づき、上司の指揮を受けて、環境安全課長が主宰し、組織するものとする。ただし、状況に応じて職員を加えることができる。

(3) 措置事項

- ① 気象予警報、情報の収集及び連絡調整
- ② 人員、機材の配備の指示
- ③ 関係かとの連絡調整
- ④ 避難準備情報m、避難指示等の発令
- ⑤ 消防・防災その他応急措置
- ⑥ その他初期防災連絡体制において必要な措置

2. 職員の動員

(1) 動員基準

職員の動員は、「羽咋市初期防災連絡体制実施要綱」、「羽咋市災害対策本部条例施行規則」のとおりとする。ただし、配置要員の数は、災害状況、規模等により適宜増減することができる。

	配備体制	基準
初期 防災 連絡 体制	注意配備体制	○市域に次の注意報が1以上発表されたとき。
	情報収集、連絡活動が円滑に行える体制	・震度3の地震 ・津波注意報
	警戒配備体制	○市域に次の警報が1以上発表されたとき。
	災害対策本部の設置に備える体制	・震度4の地震 ・津波警報
災害 対策 本部 設置 後	災害対策本部体制	◇災害が発生したとき ○市域に相当規模の災害の発生が予測され災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めるとき ○市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき ○市内に震度5弱以上の地震が発生したとき ◇大津波警報が発令されたとき ○津波被害の発生または恐れがあるとき

(2) 動員方法

① 市長はあらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い職員を動員する。

② 配備要員にあたった職員は、勤務時間外においてテレビ、ラジオ、広報車等により、災害発生を覚知した場合は、直ちに自主的に登庁し、配備体制につく。

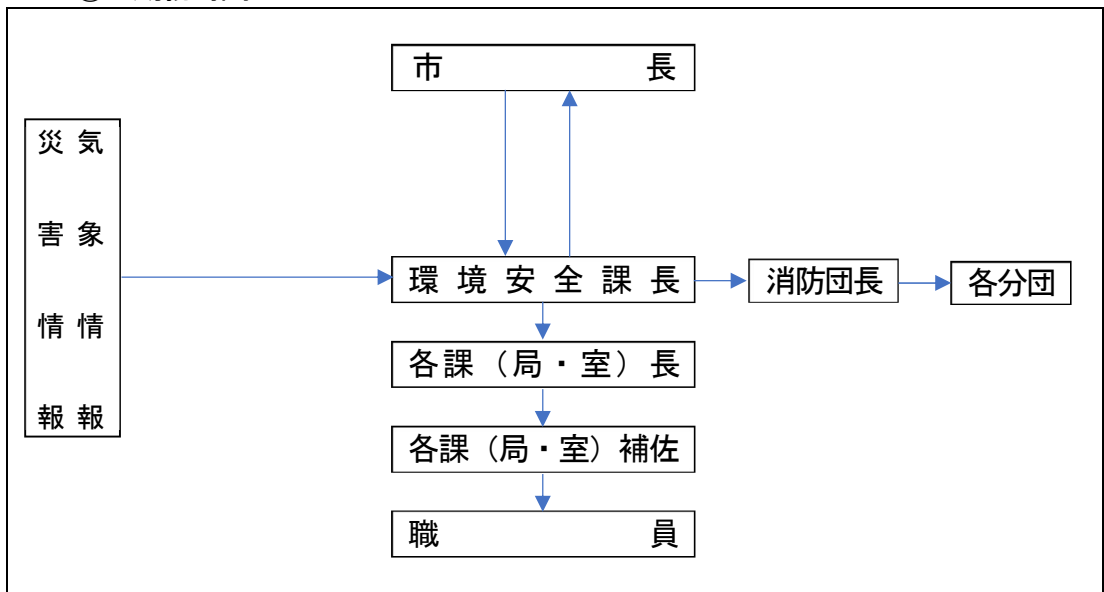
その他の職員は、地域の被害の情報・状況や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに登庁する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの関係機関に参集し、応急活動に従事する。

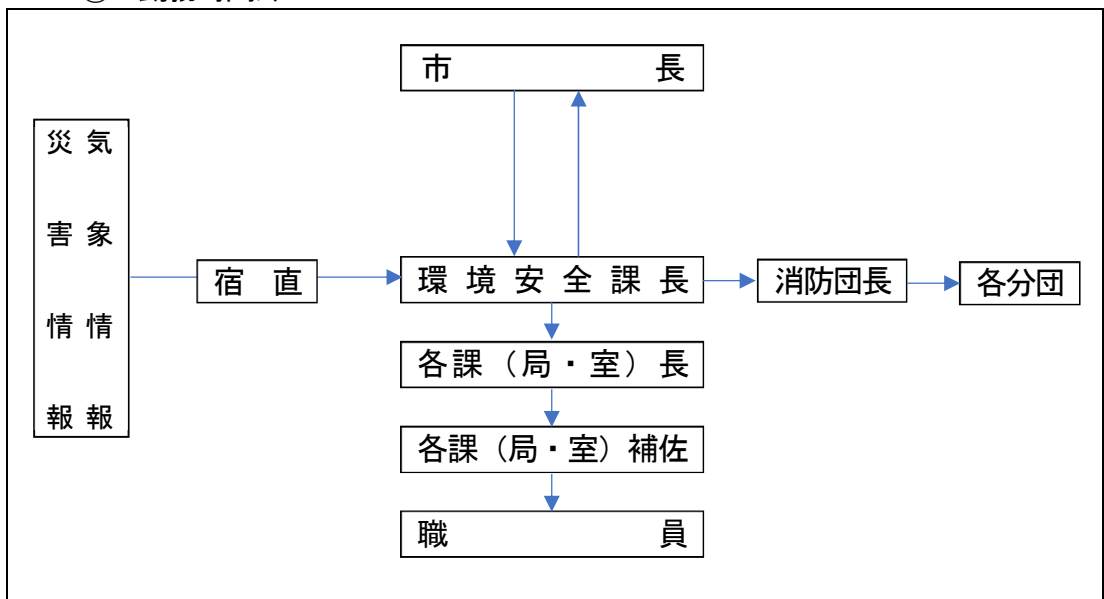
(3) 動員連絡系統図

職員の配備指令等の動員系統は次による。

① 勤務時間内



② 勤務時間外



第4章 避難誘導等従事者の安全確保

市は、消防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、市民等に周知する。

また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

※民間企業との協力体制（協定）

11月5日は津波防災の日であり、その啓発を行うことを目的としています。

水難事故防止・津波フラッグ等に関する協定書	株式会社能登風土
	有限会社プロジェクトドウ
	羽咋市柴垣町会

第5章 津波情報等の収集・伝達

1. 緊急地震速報（警報）の発表基準等

地震により重大な災害が起こる恐れのある時は、強い揺れが予想される地域に対し、強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる。

また、市は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、市民に対し普及啓発を図る。

2. 津波警報・注意報の種類及び発表基準等

(1) 津波警報・注意報の種類及び発表基準等

気象庁は、地震が発生した時には、地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表する。

このとき、予想される津波の高さは、通常5段階の数値で発表するが、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。

この場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることが伝えられる。

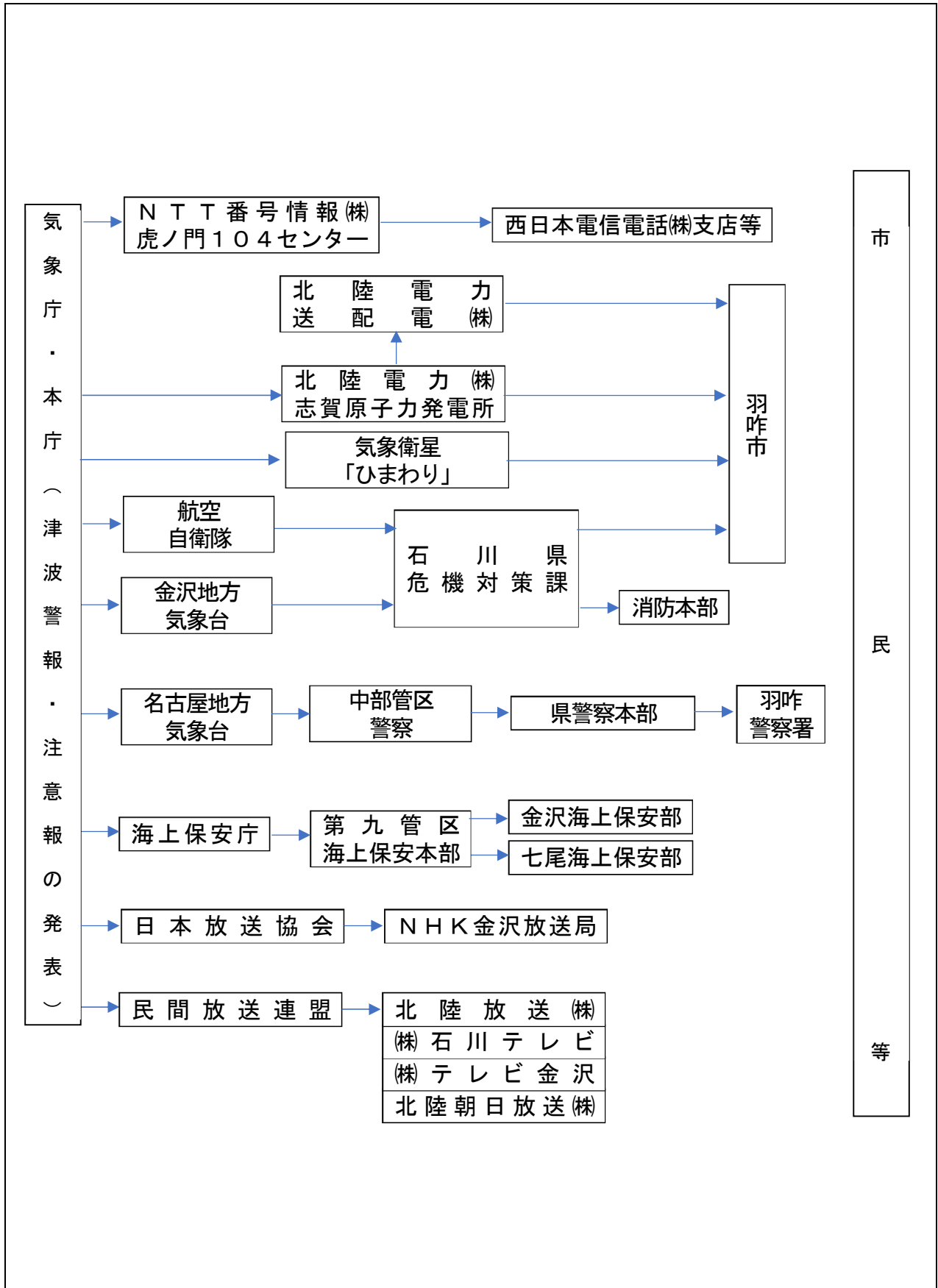
種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台など安全な場所へ避難する。
		10m		
		5m		
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生し、人は津波による流れに巻き込まれる。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台など安全な場所へ避難する。
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m	(標記なし)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。ただちに海から上がり、海岸から離れる。

(2) 津波警報等の伝達

気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

市は、津波警報等を迅速かつ正確に市民・釣り客・海水浴客等の観光客・走行中の車両・バス・列車・船舶等に伝達する。

津波警報等伝達系統図



第6章 避難指示等の発令

1. 発令基準

津波が発生し、又は発生するおそれがあり、避難が必要と認める場合には、住民、滞在者、その他の者に対して、避難指示を発令する。

種別	基準
高齢者等避難	・ 津波注意報が発表され、注意喚起が必要なとき
避難指示	・ 津波注意報が発令され、被害の発生する恐れがあるとき ・ 津波警報が発令されたとき ・ 大津波警報が発令されたとき ・ 震度4以上の地震を感じたが、停電等により情報伝達システムの異常で、気象庁、県等関連機関により「津波中報」、「津波警報」が伝達されない場合、市の判断で発令する。

2. 伝達方法

(1) 発令時期、避難指示の発令手順

市長は、避難の指示を行う場合は、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるよう努める。

また、避難行動要支援者に対しては、支援者等の手配や避難に時間を要することから、さらに余裕をもって行う。そのため、市長は「高齢者等避難」の発令に至らないが、避難を要する状況になる可能性があるとは判断される場合には、「高齢者等避難」を発令し、避難行動要支援者の避難を先行して実施させる。

(2) 伝達手段

- ① 防災行政無線
- ② エリアメール(docomo), 緊急速報メール(ソフトバンク・au)
- ③ 市ホームページ
- ④ 市公式フェイスブック、市公式ツイッター
- ⑤ 広報用車両及び消防車両
- ⑥ 町会長、自主防災組織を通じた連絡
- ⑦ 福祉事業所、社会福祉協議会等を通じた連絡
- ⑧ 水難事故防止・津波フラッグ等に関する協定書を通じた津波フラッグの掲揚

第7章 津波対策の教育・啓発

1. 教育・啓発

津波に対する知識と備えを身につけてもらうため、市教育委員会と共同で小学生や中学生を対象とした講演会・研修会等（内容：津波の体験者・専門家等を招いた講演等）を辞しする。

また、消防団員・自主防災組織・ボランティア・事業所の防災担当者等に対し普及啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの養成に努める。

この他、市民に対しては、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れ（長周期地震動）を感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難するなど、自主避難を周知徹底する。

第8章 避難訓練

1. 避難訓練

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うため、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努めるものとする。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬季の実施等も、今後検討していく。

また、併せて津波に対する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容・方法・問題点等の検証を行い、各計画等に反映させる。

第9章 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

1. 情報伝達

津波浸水想定区域にある海水浴場や混交施設の利用者に対し、伝達手段の確保を図り、情報の伝達マニュアル及び避難計画を定めるように努める。

また、屋外にいる者に対しては、防災行政無線、エリアメール（docomo）、緊急速報メール（ソフトバンク、au）、広報車等により迅速な津波情報等の伝達を行う。

次の点に留意の上、観光協会等関係団体と共同して、観光客・釣り客等への避難対策を定める。

2. 釣り客等への啓発

釣り客等に対して、津波に対する心得、津波の危険性などを記載したチラシを釣り具店等で配布するなど、関係事業者と連携して啓発を行う。

第10章 避難行動要支援者の安全確保

津波災害時においては、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊婦等の避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要支援者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

1. 情報伝達

- (1) 津波注意報や警報、避難指示などの伝達手段やその内容について、事前に要支援者の理解を深めるよう努める。
- (2) 日頃から支援者を通じて、防災情報を伝達する手段等の確立に努める。
- (3) 個別避難計画の作成を促し、避難行動の確認を行う。

2. 災害発生後の安否確認

- (1) 市は、要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。
- (2) 安否確認に当たっては、必要に応じて町会・町会長、民生児童委員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。

3. 避難

- (1) 災害により、住民避難が必要となった場合、市は、要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、要支援者が属する町会等を単位とした集団避難を行うよう努める。
- (2) 避難の誘導の際は、要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

4. 被災状況等の把握及び日常生活支援

- (1) 市は、要支援者の被災状況を把握し、日常生活の支援に努める。
- (2) その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。
- (3) 避難所及び要支援者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。
- (4) 市は、県の協力をもとに在宅の要支援者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

資 料

避難対象地域

避難対象地域		指定緊急避難場所	面積
町名	字		
柴垣町		西北台小学校 運動場 国立能登青少年交流の家 運動場	0.99ha
一宮町			1.14ha
寺家町			
滝町			
的場町		羽咋小学校 運動場 羽咋中学校 運動場 羽咋高等学校 運動場	1.17ha
本町			1.51ha
川原町			3.79ha
島出町			
千里浜町			
大川町		羽咋工業高校 運動場	3.07ha
釜屋町			
合計			

避難対象施設
